

第2次 野洲市環境基本計画改訂版 【概要版】



里山から琵琶湖へ、豊かな自然と暮らしが調和するまち やす

野洲市

見直しの趣旨

第2次野洲市環境基本計画は平成29（2017）年度から令和8（2025）年度までの10年間を計画の期間とし、官民協働により取り組んできました。この間にも気候変動がもたらす影響が深刻さを増し、令和2年、国は令和32（2050）年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。また、新たに顕在化した食品ロス問題やプラスチックごみ問題は社会経済活動との関わりが大きく、持続可能な地球環境の実現のためにさらに積極的に施策を展開していくことが求められています。本市では「第2次野洲市総合計画」を令和3年3月に策定し、協働のまちづくりとSDGsの実現を基本姿勢としており、本計画の施策や取組をSDGsと関連付けることで、環境施策を広い視野で効果的に展開し、さまざまな課題の解決につなげることが期待されます。こうしたことから、現行計画の終期までである令和4年度から令和8年度までの5年間を計画の期間とした第2次野洲市環境基本計画中間見直しを行うものです。

見直しの内容

本計画策定から4年間で取り組んだ内容は、社会情勢と大きく乖離しているとまでは言えないため、次の5点に基づき計画の見直し作業を行いました。

見直しの内容	(1) 4つの環境課題
	・地球温暖化対策・食品ロス対策・プラスチックごみ対策・特定外来生物対策
	(2) 指標や目標値の見直し
	・(1)の見直しに伴い、指標を変更または新たに指標を設定
	(3) 本計画に携わる市民等の担い手の確保について
・市民、市民団体、事業者との協力体制の整備、情報交換の機会の創出	
(4) SDGsとの関連性を明示	
・本計画とSDGsを関連付け、環境施策を広い視野で効果的に展開する	
(5) 地球温暖化対策の関連性の記載	
・それぞれの取組が地球温暖化対策につながることを明記	

第2次野洲市環境基本計画とSDGs(持続可能な開発目標)

SDGs(持続可能な開発目標)は平成27(2015)年の国連サミットで採択された令和12(2030)年までに達成するために掲げた目標です。経済・社会・環境といった広範な課題について17の目標と169のターゲットが設定されています。本計画の施策や取組をSDGsと関連付け、広い視野で展開していきます。



計画の期間

見直し後の計画は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間です。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
野洲市総合計画	第1次野洲市総合計画				第2次野洲市総合計画					
環境基本計画	第2次野洲市環境基本計画				第2次野洲市環境基本計画(見直し)					

環境基本計画とは(計画の位置付け)

環境基本計画とは、目標とする将来像の実現のために、進めていくべき取組の方針を定めたもので、野洲市の豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関するもっとも基本的な計画です。また、本計画は市の上位計画である「第2次野洲市総合計画」に掲げた施策の方針について、環境面から具体化するものであり、個別に施行されている計画・施策との整合性を図りつつ、市の環境に係るすべての施策の基本的な方向性を示すとともに、その取組を誘導する役割を担うものです。

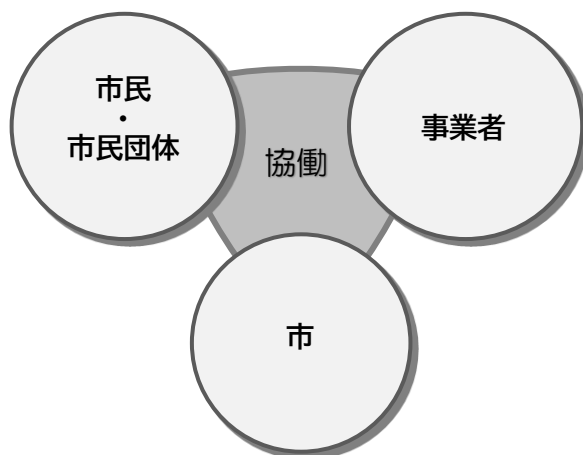
計画の対象

本計画は、生活環境・自然環境に循環型・脱炭素社会を加えた範囲を対象とします。



計画の推進主体

豊かな自然環境と良好な生活環境を持続するには、市民（市民団体）、事業者、行政などあらゆる主体がそれぞれの立場と役割のもとで、協働して取り組むことが不可欠です。



基本理念

環境は、長期的な展望を持って地道な取り組みを進めていく必要があります。そのため、基本理念は引き続き以下の通りとします。

基本理念 ～めざすべき環境像～

里山から琵琶湖へ、豊かな自然とくらしが調和するまち やす

基本目標と推進体制

本計画の目標達成のために4つの基本目標と14の施策、それに関わる12のプロジェクトの体系と各目標に関連するSDGsの目標とを合わせて一覧にまとめました。それぞれの施策は複合的に絡み合っており、1つの活動でも様々な環境課題の解決の糸口となり得るのです。

【基本目標】	【対応するSDGs】	【施策の方針】	【施策の内容】	【重点プロジェクト】
1 安全で快適な 生活環境づくり	      	大気環境・水環境の保全	大気・水質の把握と情報発信	  
		生活環境の保全	騒音・振動の防止、悪臭および土壌汚染対策	
		環境美化の推進	不法投棄対策・美化活動の促進	
		まちなかの緑化	緑の保全と創造	
2 循環型社会 脱炭素社会づくり	       	3Rの促進	ごみの資源化の促進、分別収集の徹底	  
		廃棄物の適正処理	適正処理の推進、ごみの減量化促進	
		地球温暖化への対策	再生可能エネルギーや省エネルギーの推進	
3 里山から 琵琶湖へつながる 自然環境づくり	    	生物多様性の維持・向上	希少生物の保護・外来種対策	   
		里山の保全	森づくりの促進、森林資源の活用促進	
		河川・琵琶湖の保全	水環境の保全	
		農地の保全	環境保全型農業の推進 有害鳥獣対策	
4 環境学習の推進 による 市民活動の促進	  	環境学習の保全	ライフステージに応じた環境学習の充実	 
		環境活動団体等への支援	学びの場の提供や活動情報の発信	
		普及啓発の担い手の育成・継承	活動団体・活動指導者と市民を結びつける体制整備	

基本目標

1

安全で快適な生活環境づくり

市民（市民団体）・事業者・行政が、それぞれの立場で、環境へ大きな負荷をかけない生活や事業活動に心がけ、大気、水、悪臭など環境に対する負荷を少なくすることや不法投棄対策を推進するなど、安全で安心して暮らせる生活環境を守るまちとすることを目標とします。



健康で快適な暮らしを守るプロジェクト

■大気・水質の把握と情報発信

- ・大気、水質、騒音、振動などについて、継続的に環境測定やモニタリングを行い、結果を公表します
- ・光化学スモッグやPM2.5などの健康への影響が懸念される情報を収集・発信します

■事業所における環境配慮の取組の拡大

- ・工場周辺の生活環境を守るため、環境保全協定の推進を図ります
- ・事業所向けに環境保全に係る関連法令や管理技術の情報発信、環境研修会の開催などについて取り組みます

■特定外来生物への対応

- ・生活環境を脅かす特定外来生物の駆除や駆除支援をします



きれいなまちを守るプロジェクト

■不法投棄対策

- ・不法投棄の監視、パトロールを行うと共に、散在性のごみや放置自転車などが出ないように啓発に取り組みます
- ・プラスチックが散在することによる環境問題について啓発します

■美化活動の推進

- ・自治会や市民団体の自主的な美化活動や、ごみゼロ大作戦・県下一斉清掃などの美化活動に取り組みます
- ・市民や事業所によるボランティア清掃活動を支援し、まちの美観の維持・向上に取り組みます

まちなかの緑づくりプロジェクト

■緑の保全と創造

- ・住宅や事業所の敷地内に一定の緑地を設け、都市部の緑化を図ります
- ・市民の憩いの場となる公園にある樹木等を、良好な状態で維持します
- ・野洲川河辺の森林を保全し、市民による森づくりを支援します



【関連する主な指標】

指標	策定時	目標
大気汚染のかかる環境基準の達成状況※NO ₂ ・SO ₂ ・SPM	環境基準を達成	維持
公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の達成状況 ※環境基準類型指定河川（○類型：新川、江口川、童子川、祇王井川、大山川）のBOD	環境基準を達成	維持
環境保全協定締結事業所数	91%（107件）	100%
典型7公害苦情の件数	44件	減少
ごみの不法投棄件数※廃棄物不法投棄監視員巡視報告件数	214件	減少
市民一人当たりの都市公園面積	8.07㎡	野洲市総合計画の目標値を準用
河辺林保全活動実施回数・参加者数（のべ）	33回・404人	維持

基本目標

2

循環型社会・脱炭素社会づくり

国の宣言と同様に、令和 32（2050）年カーボンニュートラルの実現を目指し、CO2 排出量の削減を図るとともに、市民や事業者との連携の場づくりを行います。省エネルギー再生可能エネルギーや資源循環などに積極的に取り組んでいくことにより、環境に優しい、新しいライフスタイルへの転換を図ります。不要な照明の消灯や公共交通機関をできるだけ活用するなど 1 人ひとりができることから取り組み、エコな暮らしを実現することを目標とします。



ごみの資源化プロジェクト

■再使用の啓発

- ・リユースの啓発と推進を図ります
- ・ごみ分別の目的を明確にし、資源化の向上に取り組みます

■排出抑制の啓発

- ・製品の購入、使用、処理について啓発し、家庭からのごみの発生を抑制します

■ごみの資源化の促進

- ・小型家電の回収による資源化の啓発及び推進を図ります
- ・廃食油を回収し、再生した製品を使用することを推進します
- ・可燃ごみに混入している「雑がみ」の資源化を推進します

■くらしの見直し

- ・楽しみながらくらしの中のもったいないを見つける活動に取り組みます



ごみ減量プロジェクト

■適正処理の推進

- ・事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量や適正な処理に取り組みます

■ごみの減量化推進

- ・食品ロス削減やごみの減量を推進します
- ・ごみの分別の目的を明確にし、ごみの減量化に取り組みます
- ・ダンボールコンポストを普及し、生ごみ処理の減量に向けた啓発と支援を行います



地球温暖化対策推進プロジェクト

■省エネ化の推進

- ・身近に取り組める節電や省エネ推進の啓発をします
- ・COOL CHOICE を普及し、省エネルギーを推進します

■CO2 排出削減の推進

- ・市域での CO2 排出量を明示し、市民や事業者に対策を啓発します
- ・市内循環バスの利便性向上に取り組みます
- ・次世代自動車やエコドライブの普及啓発をします

■再生可能エネルギーの導入推進

- ・再エネによる発電量の割合が増加するよう啓発します

■地球温暖化対策に関する連携の場づくり

- ・市は率先して、全庁的に取り組みます
- ・情報交換や連携の場づくりを行います
- ・発生源別の対策を検討します



【関連する指標】

指標	策定時	目標
1 人あたりの一般廃棄物の排出量	738 g/人・日	野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標値を準用
リユースステーションの利用者数	121 人	維持
市内で回収した廃食油のリサイクル率	100%	100%
市域の電気使用量に対する再エネ設備による発電電力量の割合	6.8%	2030 年度 36~38%
CO ₂ 排出量の削減 ※平成 25（2013）年度比	約 432 千 t-CO ₂	2030 年度までに約 259 千 t-CO ₂
公共施設における CO ₂ 排出量の削減	7,169kg-CO ₂	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標値を準用
コミュニティバス年間利用者数	52,718 人	増加
地球温暖化対策をテーマとした環境イベントや情報交換会の実施回数	—	年 1 回以上

基本目標

3

里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり

私たちのまちは、里山から琵琶湖へつながる豊かな自然環境に恵まれています。その中心には里山を水源とする家棟川が流れ、琵琶湖に注ぎ、その流域は市域とほぼ重なっています。この山から琵琶湖へつながる流域では、多くの生きものが生息し、私たちも自然の恵みを受けて暮らしています。この野洲市ならではの自然環境を保全し、生物多様性を育み、人と自然が調和する自然環境づくりを推進していくことを目標とします。



みんなが親しむ
きれいな川づくり
プロジェクト

- 水環境・川の生きものの生息環境の保全
 - ・琵琶湖固有種のビワマスが生息できる環境づくりを推進し、河川環境の保全に取り組みます
 - ・生きものの観察会やエコ遊覧等を通じて、河川環境を知る機会を提供します
- 外来生物対策
 - ・特定外来生物の対策に協力します



里山を
守り育てる
プロジェクト

- 里山づくりの推進
 - ・良好な里山環境の整備及び生物多様性の保全を図ります
 - ・里山の機能を理解するための情報提供やイベント等を行います
- 森林資源の活用促進
 - ・生産森林組合との連携により、森林資源の有効な活用を図ります

びわ湖を
守ろう
プロジェクト

- 水環境の保全
 - ・ヨシ群落を復活させ、水質浄化や湖岸の浸食防止を図ります
 - ・琵琶湖環境の保全意識を啓発するための活動を行います
 - ・琵琶湖の現状や内湖の機能について調査研究し理解を深めたいえ、さまざまな琵琶湖環境の保全の方策を探ります



環境にやさしい
農地の活用
プロジェクト

- 環境保全型農業の推進
 - ・環境保全型農業やゆりかご水田など、環境に配慮した農産物を推進します
 - ・エコファーマー農家を紹介し、環境にこだわった農産物を広めます
- 有害鳥獣対策
 - ・有害鳥獣の捕獲に取り組み、農産物被害の軽減を図ります



【関連する指標】		
指標	策定時	目標
里山保全活動実施回数、参加者数 (のべ)	29回・346人	維持
里山学習会・体験イベント等実施回数・参加者数 (のべ)	16回・511人	維持
河岸・湖岸清掃活動実施回数・参加者数 (のべ)	10回・213人	維持
環境学習会・体験イベント等実施回数・参加者数 (のべ)	53回・1763人	維持
有機農業栽培面積	25ha	維持
環境こだわり農産物の栽培面積	997ha	維持

環境学習の推進による市民活動の促進

市民（市民団体）・事業者・行政が環境保全や生物多様性の確保などに関する意識を高めるために、様々な場所で環境教育や環境学習が行われるとともに、それぞれの立場から積極的に行動し、普及に努めるなど、常により良い環境づくりのために活動します。そして、これらの各活動がネットワークとなってつながっていくことにより、誰もが環境保全に参加する天地とすることを目標とします。



みんなで環境学習プロジェクト

■ライフステージに応じた環境学習の充実

- ・生涯にわたり、身近な環境から地球規模の環境まで、広く知識を習得する機会を増やし、市民が自ら環境保全に取り組む意欲の増進を図ります
- ・市民や事業者が環境学習を行うための、情報の共有化を図ります
- ・大学などの教育機関と連携し、普及啓発活動、調査研究活動を行います

環境学習支援プロジェクト

■学びの場の提供や活動情報の発信

- ・クリーンセンターを拠点とし、さまざまな講座や交流を催すことで、普及・啓発を図る担い手の育成に取り組めます

■活動団体・活動指導者と市民とを結びつける体制整備

- ・市民（市民団体）や事業所、学校、行政等が各地域で行っている環境活動を広く情報共有・発信し、各団体間の相互交流を促進します
- ・異なる分野の重点プロジェクトを有機的につなぎ連携して取り組みを進めていくため、情報の共有や人材の橋渡し等を行える体制整備を進めます
- ・専門家によるアドバイスの機会を提供できる体制づくりを進めます
- ・SNSによる活動内容を発信します

■人材の育成

- ・各プロジェクトの担い手育成の機会を作ります
- ・人材育成により、本計画推進の継続を図ります



【関連する主な指標】

指標	策定時	目標
出前講座（省エネ・リサイクル関連）実施回数・参加者数（のべ）	17回・642人	維持
クリーンセンターの市民活動拠点における市民活動等実施回数	-	年1回以上
HP情報発信（SNSを活用した情報発信も行う）	-	月1回

計画の推進体制

身近なものから地球規模のものまで、多くの環境課題を解決するためには、行政だけでなく、市民・事業者など、様々な主体が「自分事」として捉え、協働で取り組んでいくことが必要です。市民（市民団体）や自治会・事業者等のパートナーシップによる環境基本計画推進会議「水と緑 安心の野洲（愛称：えこっち・やす）」が主体となって多くの重点プロジェクトを担っています。

■ 庁内の推進体制

目標達成のために各部署が環境に配慮し、情報交換や連携をしながら施策を推進します。

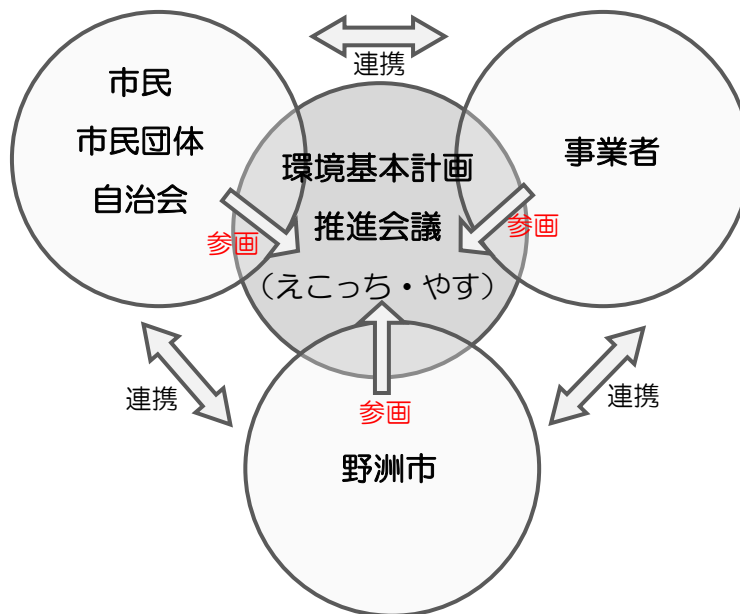
■ 市民、市民団体、自治会、事業者等

野洲市の環境を守り育てる中心的存在であり、1人ひとりが環境を意識した行動に変容していくことが求められます。

■ 野洲市環境基本計画推進会議

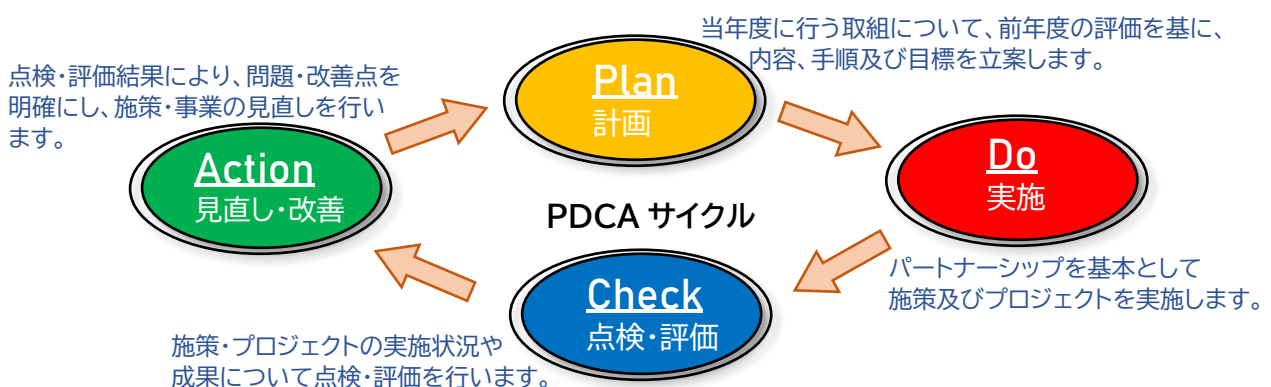
市民（市民団体、自治会）、事業者、行政が協働して本計画を推進するための組織です。

1人の力は限られますが、みんなが集まれば大きな力となります。



計画を進行するために

施策やプロジェクトを確実に実行していくため、事業活動などを継続的に改善しながら進めるための基本的な考え方である「PDCA サイクル」＝【計画 (Plan) 実施 (Do) 点検・評価 (Check) 見直し・改善 (Act)】のもとで、年度ごとに進捗状況を環境審議会に報告し、評価を受けながら進行を管理します。進捗状況は、分野ごとに定めた指標に基づき評価していくこととします。





第2次野洲市環境基本計画改訂版
【概要版】

令和4年3月 策定
令和4年4月 発行

野 洲 市

野洲市 環境経済部 環境課
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
電話 077-587-1121(代表) ファクス 077-587-3834